

## 第4章 情報通信計画

災害予防対策、災害応急対策等の実施のため、災害に関する必要な情報、被害状況等の収集、伝達等については、本計画に定めるところによる。

### 第1節 気象情報等の伝達計画

気象等に関する注意報、警報及び火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の規定に基づき行うもので、注意報及び警報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

- 1 注意報、警報等の種類及び発表基準は、別表1-1及び1-2のとおりである。
- 2 総務部総合危機管理室は、気象情報の伝達を受けたときは、気象・津波注意報、警報の通報を受けたときは、別表2により関係部課並びに関係機関等に連絡しなければならないが、状況により連絡の必要がないと判断されたときは、情報の全部又は一部について連絡を省略できるものとする。  
夜間休日は当直者が受け、総務部総合危機管理室に報告し、指示を受けるものとする。
- 3 火災に関する警報については、本計画のほか、石狩北部地区消防事務組合消防計画に定めるところにより処理するものとする。
- 4 津波警報の場合においては、特に石狩北部地区消防事務組合石狩消防署、石狩湾新港管理組合、札幌方面北警察署、小樽海上保安部等の機関と密接に連絡をとり警戒体制に入るものとする。

（資料1 石狩市防災会議構成機関等連絡窓口一覧表）

#### 別表1-1 注意報、警報の種類

##### (1) 気象注意報及び警報

##### (ア) 気象注意報

|             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| 風 雪 注 意 報   | 風雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合            |
| 強 風 注 意 報   | 強風によって災害が起るおそれがあると予想される場合            |
| 大 雨 注 意 報   | 大雨によって災害が起るおそれがあると予想される場合            |
| 大 雪 注 意 報   | 大雪によって災害が起るおそれがあると予想される場合            |
| 濃 霧 注 意 報   | 濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合  |
| 雷 注 意 報     | 落雷等により被害が予想される場合                     |
| 乾 燥 注 意 報   | 空気が乾燥し災害の危険が大きいと予想される場合              |
| な だ れ 注 意 報 | なだれによって災害の起るおそれがあると予想される場合           |
| 着 氷（雪）注 意 報 | 着氷（雪）によって災害が起ると予想される場合               |
| 霜 注 意 報     | 早霜、晩霜等によって農作物に著しい災害が起るおそれがあると予想される場合 |
| 低 温 注 意 報   | 低温のため農作物その他に著しい災害が予想される場合            |
| 融 雪 注 意 報   | 融雪により災害が起るおそれがあると予想される場合             |

(イ) 気象警報

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 暴風警報  | 暴風によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合  |
| 暴風雪警報 | 暴風雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 |
| 大雨警報  | 大雨によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合  |
| 大雪警報  | 大雪によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合  |

(2) 地面現象注意報及び警報

|         |   |
|---------|---|
| 地面現象注意報 | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。   |
| 地面現象警報  | 大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。 |

(3) 浸水注意報及び警報

|       |   |
|-------|---|
| 浸水注意報 | 浸水によって災害が起るおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。   |
| 浸水警報  | 浸水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。 |

(4) 高潮注意報及び警報

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 高潮注意報 | 台風等による海面の異常上昇について一般の注意を喚起する必要がある場合   |
| 高潮警報  | 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起るおそれが予想される場合 |

(5) 波浪注意報及び警報

|       |                                   |
|-------|-----------------------------------|
| 波浪注意報 | 風浪、うねり等によって災害が起ると予想される場合          |
| 波浪警報  | 風浪、うねり等によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 |

(6) 洪水注意報及び警報

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 洪水注意報 | 洪水によって災害が起るおそれがあると予想される場合    |
| 洪水警報  | 洪水によって重大な災害が起るおそれがあると予想される場合 |

(7) 津波予報の種類

| 津波予報の種類 |      | 解説                                   | 発表される津波の高さ         |
|---------|------|--------------------------------------|--------------------|
| 津波警報    | 大津波  | 高いところで3 m以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 | 3m,4m,6m,8m,10m 以上 |
|         | 津波   | 高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。    | 1m,2m              |
| 津波注意報   | 津波注意 | 高いところで0.5 m程度の津波が予想されます。             | 0.5m               |

(8) 火災に関するもの

ア 火災気象通報

火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定のに基づき、気象官署から石狩支庁を經由して通報されるものである。

通報基準

| 発表官署    | 通報基準  |
|---------|---|
| 札幌管区気象台 | 実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速が陸上で12m/s以上が予想される場合<br>なお、平均風速が12m/s以上であっても降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。 |

イ 火災警報

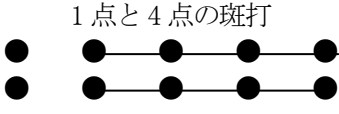
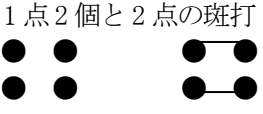
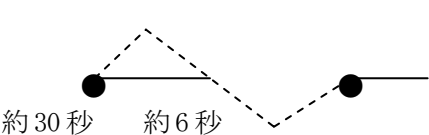
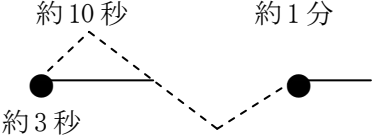
消防法第22条第2項による通報を受けたとき又は消防法第22条第3項による気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災警報を発令したときは、消防署長は消防法施行規則第34条の規定による火災警報信号により一般住民に周知徹底を図らなければならない。

(ア) 警報発令条件

|        |  |
|--------|--|
| 警報発令条件 | (1) 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下であり、かつ、平均風速が12m/s以上のとき。<br>(2) 平均風速が18m/s以上のとき。 |
|--------|--|

(イ) 火災警報信号表

| 火 災 警 報 信 号              |   | 備 考  |                                  |
|--------------------------|---|--|----------------------------------|
| 種別<br>方法                 | 火 災 警 報 発 令   | 解除   | 発令信号は二回連続吹鳴し、解除信号は一回とする。         |
| 打 鐘                      | 1点と4点の斑打<br> | 1点2個と2点の斑打<br> | 火災警報発令信号は、署及び出張所、各分団詰所のサイレンを吹鳴する |
| 余 韻<br>防 止<br>サイレ<br>ン信号 |              | 約10秒 約1分<br>   |                                  |

別表 1-2 注意報、警報発表基準（基準値はいずれも予想値）

1 注意報基準

|               |  |                                       |
|---------------|--|---------------------------------------|
| 発表官署          | 札幌管区気象台  |                                       |
| 注意報名 担当地域     | 石狩支庁   |                                       |
| 風 雪（平均風速）     | 陸上：11m/s 以上<br>雪による視程障害を伴う<br>海上：15m/s 以上                          |                                       |
| 強 風（平均風速）     | 陸上：13m/s 以上<br>海上：15m/s 以上   |                                       |
| 波 浪（有義波高）     | 3m以上   |                                       |
| 高 潮（潮位 T・P 上） | 小樽港：0.8m以上   |                                       |
| 大 雨<br>（雨 量）  | R1   | 30mm 以上                               |
|               | R3   | 50mm 以上                               |
|               | R24  | 80mm 以上                               |
| 洪 水<br>（雨 量）  | R1   |                                       |
|               | R3   |                                       |
|               | R24  | 80mm 以上、但し、融雪期には雨量と融雪量相当水量の合計         |
| 大 雪           | 30cm   | 12 時間降雪の深さ、又は 12 時間積雪の差（3 時間ごとの増分の合計） |
| 雷             | 落雷等により、被害が予想されるとき。   |                                       |
| 乾 燥           | 最小湿度 30%以下、実効湿度 60%以下  |                                       |
| 濃 霧（視 程）      | 陸上：200m以下 海上：500m以下  |                                       |
| 霜（最低気温）       | 3℃以下   |                                       |
| な だ れ         | ① 24 時間降雪の深さ 30cm 以上<br>② 積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上                |                                       |
| 低 温           | 5 月～10 月（平均気温） 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続<br>11 月～4 月（最低気温） 平年より 8℃以上低い |                                       |
| 着 雪           | 気温 0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続   |                                       |
| 者氷（船 体）       | 水温 4℃以下 気温 -5℃以下で風速 8m/s 以上  |                                       |
| 融 雪           | 24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計が 70mm以上                                       |                                       |

(2) 警報基準

|              |   |                                   |
|--------------|---|-----------------------------------|
| 発表官署         | 札幌管区気象台                                 |                                   |
| 警報名          | 石狩支庁                                    |                                   |
| 暴風(平均風速)     | 陸上：18m/s以上<br>海上：25m/s以上                |                                   |
| 暴風雪(平均風速)    | 陸上：16m/s以上<br>雪による視程障害を伴う<br>海上：25m/s以上 |                                   |
| 波浪(有義波高)     | 6m以上                                    |                                   |
| 高潮(潮位 T・P 上) | 小樽港：1.2m以上                              |                                   |
| 大雨<br>(雨量)   | R1                                      | 50mm 以上                           |
|              | R3                                      | 80mm 以上                           |
|              | R24                                     | 120mm 以上                          |
| 洪水<br>(雨量)   | R1                                      |                                   |
|              | R3                                      | 80mm 以上                           |
|              | R24                                     | 120mm 以上、ただし、融雪期には雨量と融雪量の合計       |
| 大雪           | 50cm                                    | 12時間降雪の深さ、又は12時間積雪の差(3時間ごとの増分の合計) |

(注) 1

$R_1$  : 1時間雨量、 $R_3$  : 3時間雨量、 $R_{12}$  : 12時間雨量、 $R_{24}$  : 24時間雨量

RT : 降り始めからの総雨量

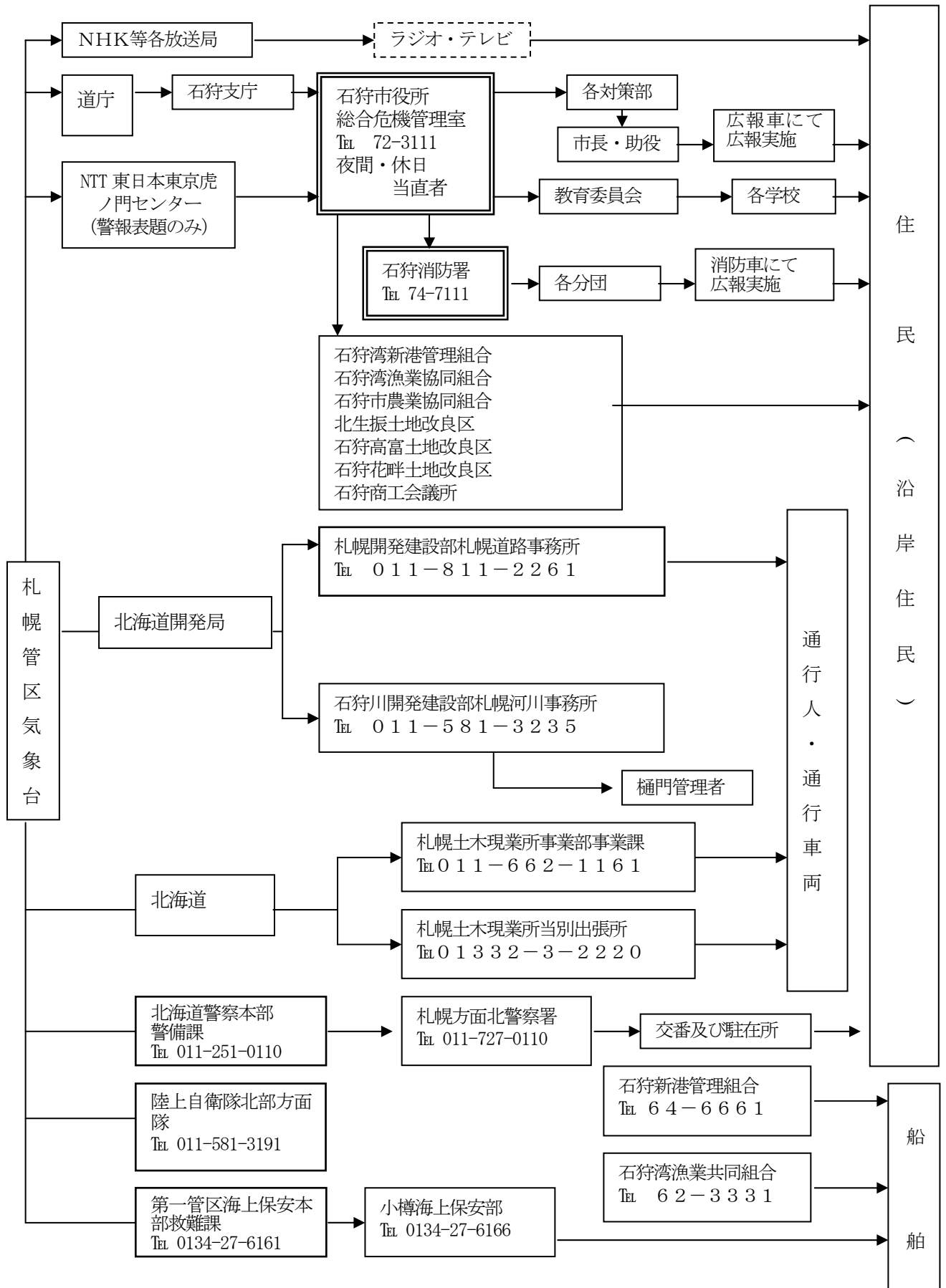
(注) 2

T・P : 東京湾平均海面

(注) 3

有義波高 : 1/3 最大波高

別表2 気象予警報等伝達系統



## 第2節 災害情報通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実にを行うための通信連絡の方法についてこの計画の定めるところによる。

### 1 災害情報の収集及び伝達

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合若しくは災害、被害状況等に関する情報の収集又は交換を行う必要がある場合は、別表1に定める災害情報等連絡系統図により行うものとする。

### 2 災害通信の連絡方法

(1) 本市から道（石狩支庁）への通信手段は、次のとおりである。

- ア. NTT 一般加入電話利用
- イ. 北海道総合行政情報ネットワーク
- ウ. 車両、オートバイ又は自転車

(2) 関係機関相互の通信手段は、次のとおりである。

| 機 関 名                  | 連 絡 方 法   |
|------------------------|---|
| 市 ←→ 石狩消防署             | NTT 専用回線、市防災行政無線 (466.850MHZ)                         |
| 市 ←→ 警察                | 一般加入電話  |
| 市 ←→ 自主防災組織            | 一般加入電話、市防災行政無線 (避難場所)                                 |
| 市 ←→ 石狩湾新港管理組合         | 石狩湾新港防災無線 (158.35MHZ)<br>(小樽消防本部、石狩消防署、石狩市役所、小樽海上保安部) |
| 石狩消防署 ←→ 警察、<br>札幌市消防局 | NTT 専用回線  |

### 3 通信設備の利用方法

(1) 電話による通信

#### ① 有線電話回線

ア 有線電話回線

災害時における通信連絡は、NTT等の公衆通信設備を主通信系統として利用する。

イ 非常・緊急通話

NTTによる非常・緊急通信の確保により、災害情報通信を行う。

ウ 災害時優先電話

災害時において電話回線が異常に輻輳し、かかりにくい場合には、災害時優先電話を利用し通信の確保を図る。

(2) 専用通信施設の利用

#### ① 無線通信施設

有線通信施設を使用して通信を行うことができないときは、無線通信施設を利用する。

また、状況によっては、自衛隊等他の関係機関の無線施設の利用を依頼するものとする。

ア 北海道総合行政情報ネットワーク

(ア) 地上系無線と衛星系無線の2ルート

(イ) 端末局、ファクシミリは、市役所本庁舎3階に設置

(ウ) 本庁内線電話により受発信可能

イ 防災行政無線

a 基地局（専用派466.850MHz、広域共通派466.775MHz）

| 基地局呼出名称  | 制御機設置部課    | 設置場所         | 備考     |
|----------|------------|--------------|--------|
| ぼうさいいしかり | 総務部総合危機管理室 | 花川北6条1丁目30-2 | 市役所3階  |
|          | 建設部維持管理課   | 花川北6条1丁目30-2 | 市役所2階  |
|          | 水道部業務課     | 花川北6条1丁目30-2 | 市役所2階  |
|          | 花川南浄水場     | 花川南4条3丁目1    | 花川南浄水場 |
|          | 石狩中学校      | 志美293        | 石狩中学校  |
|          | 八幡小学校      | 八幡町大曲246     | 八幡小学校  |
|          | 石狩消防署      | 花川北1条1丁目2-3  | 石狩消防署  |

b 陸上移動局

(a) 車載局

| 呼出名称         | 車両管理部課名        | 車両ナンバー等    | 設置場所   |
|--------------|----------------|------------|--------|
| ぼうさいいしかり 1   | 総務部総務課         | 札幌20は209   | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 2   | 総務部総務課         | 札幌22た595   | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 3   | 建設部維持管理課       | 札幌88て8532  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 4   | 建設部維持管理課       | 札幌88さ440   | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 5   | 建設部維持管理課       | 札幌53ね2896  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 6   | 生活環境部ゴミ対策課     | 札幌52さ6883  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 7   | 建設部維持管理課       | 札幌11な6965  | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 8   | 建設部維持管理課       | 札幌54ま7487  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 9   | 建設部維持管理課       | 札幌11に2728  | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 10  | 建設部維持管理課       | 札幌00は3991  | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 11  | 建設部土木課         | 札幌52ひ2897  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 12  | 建設部維持管理課       | 札幌00は1220  | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 13  | 維持管理課          | 札幌99は8527  | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 14  | 維持管理課          | 札幌900る550  | 防災センター |
| ぼうさいいしかり 15  |                | 予備         |        |
| ぼうさいいしかり 16  | 教育委員会・生涯学習部管理課 | 札幌22た858   | 石狩中学校  |
| ぼうさいいしかり 17  | 教育委員会・生涯学習部管理課 | 札幌22た1000  | 石狩中学校  |
| ぼうさいいしかり 18  | 教育委員会・生涯学習部管理課 | 札幌22た195   | 石狩中学校  |
| ぼうさいいしかり 101 | 水道部下水道管理課      | 札幌501ね1909 | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 102 | 水道部南浄水場        | 札幌400さ108  | 南浄水場   |
| ぼうさいいしかり 103 | 水道部工務課         | 札幌400た4541 | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 104 | 水道部工務課         | 札幌46ま5211  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 105 | 水道部業務課         | 札幌46ま5206  | 市役所車庫  |
| ぼうさいいしかり 106 | 水道部下水道管理課      | 札幌54ま8836  | 市役所車庫  |



|              |         |              |              |
|--------------|---------|--------------|--------------|
| ぼうさいいしかり 107 | 水道部南浄水場 | 札幌 46 ま 5210 | 南浄水場         |
| ぼうさいいしかり 108 | 水道部工務課  | 札幌 77 ち 526  | 市役所車庫        |
| ぼうさいいしかり 200 | 総務部防災担当 | 携帯無線         | 南線小学校        |
| ぼうさいいしかり 201 | 総務部防災担当 | 携帯無線         | 若葉小学校        |
| ぼうさいいしかり 202 | 総務部防災担当 | 携帯無線         | 紅南小学校        |
| ぼうさいいしかり 203 | 総務部防災担当 | 携帯無線         | 花川南小学校       |
| ぼうさいいしかり 204 | 総務部防災担当 | 携帯無線         | 石狩南高校        |
| ぼうさいいしかり 205 | 総務部防災担当 | 携帯無線         | 八幡コミュニティセンター |

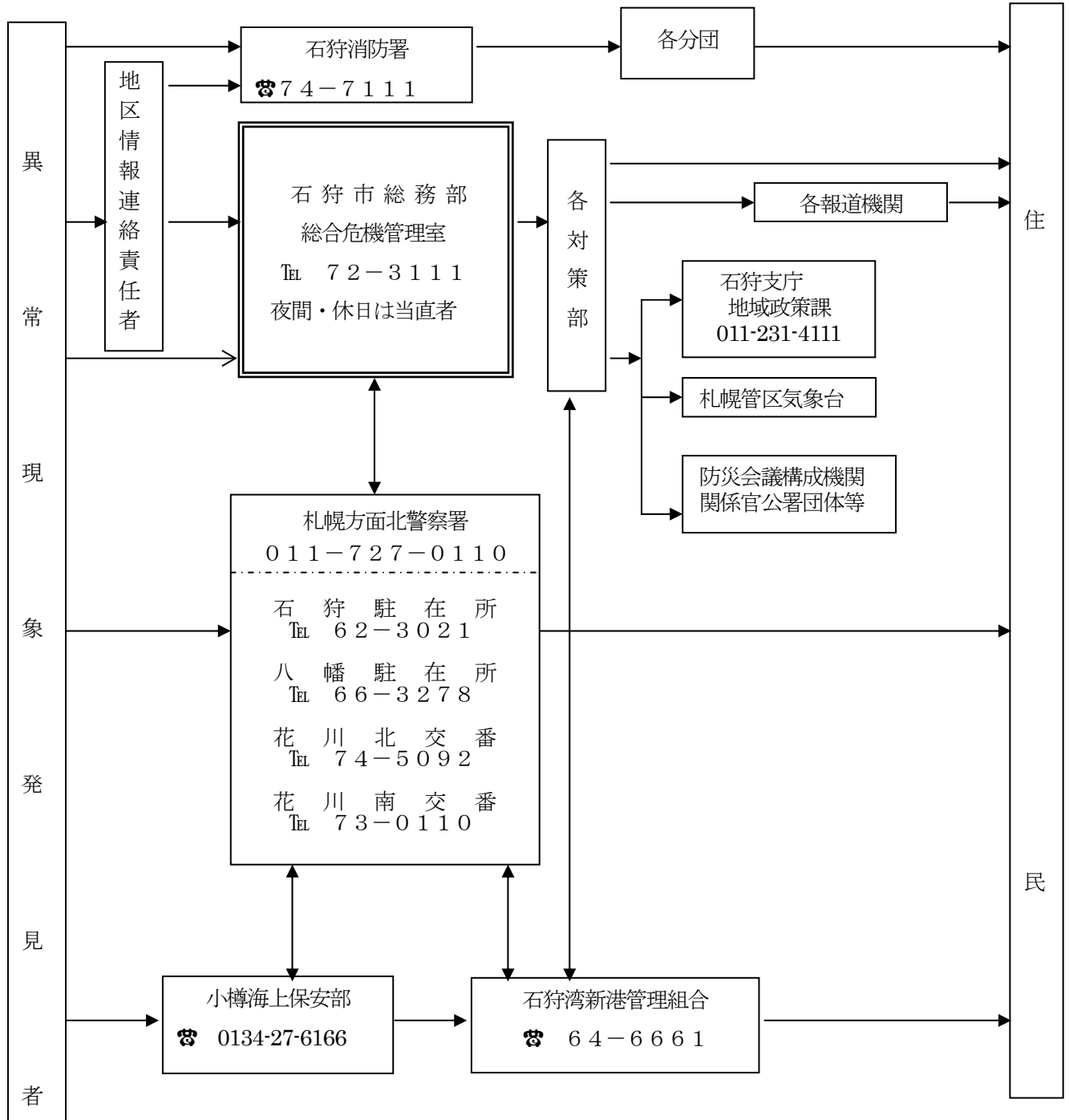
(b) 携帯局

| 呼出名称        | 管理部課名      | 無線の形態等 | 設置場所   |
|-------------|------------|--------|--------|
| ぼうさいいしかり 50 | 総務部総合危機管理室 | 携帯無線   | 市役所 3階 |
| ぼうさいいしかり 51 | 総務部総合危機管理室 | 携帯無線   | 市役所 3階 |

ウ その他の防災無線

| 呼出名称                 | 種別    | 設置場所      | 所在地                               |
|----------------------|-------|-----------|-----------------------------------|
| いしかりわんしんこう           | 基地局   | 花畔埠頭事務所   | 石狩市新港中央 5 7 7 の 6                 |
| いしかりわんしんこう           | 通信所   | 石狩湾新港管理組合 | 石狩市新港中央 1 - 2 0 2<br>サポートセンタープラザ内 |
| いしかりわんしんこう<br>ぼうさい 1 | 陸上移動局 | 小樽海上保安部   | 小樽市港町 5 - 3<br>小樽港湾合同庁舎内          |
| いしかりわんしんこう<br>ぼうさい 2 | 陸上移動局 | 石狩消防署     | 石狩市花川北 1 - 1 - 2                  |
| いしかりわんしんこう<br>ぼうさい 3 | 陸上移動局 | 石狩市役所     | 石狩市花川北 6 - 1 - 30 - 2             |
| いしかりわんしんこう<br>ぼうさい 4 | 陸上移動局 | 小樽市消防本部   | 小樽市花園 2 - 1 2 - 1                 |

別表1 災害情報等連絡系統図



※ 地区情報連絡責任者については、本章第5節で定める。

### 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集、伝達等は、この計画の定めるところによる。

#### 1 異常現象発見時における措置

##### (1) 発見者の通報

災害の発生及び発生するおそれのある異常な現象（例えば、激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、火災、爆発等）を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

ア 市役所又は近くにいる市職員

イ 石狩駐在所（八幡駐在所、花川北交番、花川南交番）又は警察官

ウ 消防機関若しくは消防職員又は団員

エ 海上保安官

オ 地区情報連絡責任者

##### (2) 警察官等の通報

異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた場合には、警察官、消防機関等は直ちに災害対策本部に通報する。

また、地区情報連絡責任者が1（1）の通報を受けた場合は、直ちに石狩消防署を通じて市災害対策本部に通報する。

##### (3) 各関係機関への通報

通報を受けた場合、市長は災害の規模内容等により本部長が必要と認める関係各機関及び住民に対して周知するものとする。

##### (4) 連絡系統

連絡系統については、基本編第4章第2節別表1 災害情報連絡系統図による。

#### 2 災害情報等の調査

被害状況の把握、及び応急対策等に関する情報の調査収集は、次による。

ア 被害等の報告責任者は、総務対策部長とする。

イ 各部長等は、所管に係る災害及び被害状況を収集し、総務班、総務対策部長を経て副本部長及び本部長に報告する。ただし、重要事項については各部長等が直接副本部長及び本部長に報告する。この場合必ず総務対策部長が同行しなければならない。

ウ 総務対策部長は、防災関係機関と相互に情報交換を行い、情報の把握に努める。

#### 3 被害状況の報告

(1) 災害が発生した場合、総務対策部総務班はその実態の把握に努め応急措置を講ずるとともに、把握した情報は別に定める「災害情報等報告取扱要領」によるほか下記の要領により速やかに石狩支庁を通じ北海道知事に報告する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要      — 速やかに
- イ 本部の設置の有無                    — 本部を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し   — 被害の全ぼうが判明するまで、又は応急復旧が完了するまで  
    随時
- エ 被害の確定報告                      — 被害状況が確定したとき

(2) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国への報告に努める。

## 〔災害情報等報告取扱要領〕

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況（以下「災害情報等」という。）を石狩支庁長に報告するものとする。

### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害又は住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で本市の被害が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

### 2 報告の種類及び内容

#### (1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式1により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ、把握した事項を逐次報告すること。

#### (2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

##### ア 速報

被害発生後直ちに様式2により報告すること。

##### イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式2により報告すること。なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期について特に指示があった場合はその指示によること。

##### ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

#### (3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

### 3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報・中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により速やかに報告するものとする。

### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表のとおりとする。

様式1

| 災 害 情 報                 |  |  |         |
|-------------------------|--|--|---------|
| 報 告 時 間                 | 月 日 時 分現在  | 発受信日時                                      | 月 日 時 分 |
| 発 信 機 関                 |  | 受 信 機 関                                    |         |
| 発 信 担 当 者               |  | 受 信 担 当 者                                  |         |
| 発 生 場 所                 |  |  |         |
| 発 生 日 時                 | 月 日 時 分  | 災害の原因                                      |         |
| 気 象 等 の 状 況             | 雨 量<br>河 川 水 位<br>潮 位 波 高<br>風 速<br>そ の 他            |  |         |
| 交 通 ・ 通 信 ・ 水 道 等 の 状 況 | 道 路 道 道<br>鉄 道 話 道<br>電 水 道<br>(飲料水)<br>電 気<br>そ の 他 |  |         |
|                         | (1)<br>災 害 対 策<br>本 部 の 設 置                          | 月 日 時 分 設 置                                |         |
|                         | (2)<br>災 害 救 助 法<br>適 用 の 状 況                        | (地区名) (被害棟数) (罹災世帯) (罹災人員)<br><br>(救助実施内容) |         |

| 応急    | (3)<br>避難の状況        | 区分   | 地区名 | 避難場所 | 人名 | 時間 |
|-------|---------------------|--|-----|------|----|----|
|       |                     | 避難指示   |     |      |    |    |
|       |                     | 避難勧告   |     |      |    |    |
|       |                     | 自主避難   |     |      |    |    |
| 措置の状況 | (4)<br>自衛隊派遣の状況     |  |     |      |    |    |
|       | (5)<br>その他の措置の状況    |  |     |      |    |    |
|       | (6)<br>応急対策<br>出動人員 | (7) 出動人員<br>市町村職員 名<br>消防職員 名<br>消防団員 名<br>その他(住民等) 名<br>計 名<br>(イ) 主な活動状況 |     |      |    |    |
| その他   | (今後の見通し等)           |  |     |      |    |    |

様式2

被害状況報告（速報・中間・最終）

|         |      |           |          |       |        |         |          |  |
|---------|------|-----------|----------|-------|--------|---------|----------|--|
| 災害発生日時  |      | 月 日 時 分   |          | 災害の原因 |        |         |          |  |
| 災害発生の場所 |      |           |          |       |        |         |          |  |
| 報告の时限   |      | 月 日 時 分現在 |          | 受発信日時 |        | 月 日 時 分 |          |  |
| 発信機関    |      |           |          | 受信機関  |        |         |          |  |
| 発 信 者   |      |           |          | 受 信 者 |        |         |          |  |
| 項 目     |      | 件数        | 被害金額(千円) | 項 目   |        | 件数      | 被害金額(千円) |  |
| 人的被害    | 死者   |           | 1氏名      | 農業被害  | 共同利用施設 |         |          |  |
|         | 行方不明 |           | 2性別      |       | 営農施設   |         |          |  |
|         | 重傷   |           | 3年齢      |       | その他    |         |          |  |
|         | 軽傷   |           | 4原因      |       |        |         |          |  |
|         | 計    |           |          |       | 計      |         |          |  |
| 住家被害    | 全壊   | 棟数        |          | 土木被害  | 道工事    | 河川      |          |  |
|         |      | 世帯数       |          |       |        | 海岸      |          |  |
|         |      | 人員        |          |       |        | 砂防設備    |          |  |
|         | 半壊   | 棟数        |          |       |        | 道路      |          |  |
|         |      | 世帯数       |          |       |        | 橋梁      |          |  |
|         |      | 人員        |          |       |        | 小計      |          |  |
|         | 一部破損 | 棟数        |          |       |        | 市町村工事   | 河川       |  |
|         |      | 世帯数       |          |       |        |         | 道路       |  |
|         |      | 人員        |          |       |        |         | 橋梁       |  |
|         | 床上浸水 | 棟数        |          |       |        |         | 小計       |  |
|         |      | 世帯数       |          |       |        |         | 港湾       |  |
|         |      | 人員        |          |       |        |         | 漁港       |  |
| 床下浸水    | 棟数   |           |          | 下水道   |        |         |          |  |
|         | 世帯数  |           |          | 公園    |        |         |          |  |
|         | 人員   |           |          | 崖崩れ   |        |         |          |  |
| 計       | 棟数   |           |          |       |        |         |          |  |
|         | 世帯数  |           |          |       |        |         |          |  |
|         | 人員   |           |          |       |        |         |          |  |



| 項 目   |              | 件数   | 被害金額 (千円) | 項 目    |         | 件数         | 被害金額 (千円) |
|-------|--------------|------|-----------|--------|---------|------------|-----------|
| 非住家被害 | 全壊           | 公共建物 |           | 水産被害   | 漁船      | 沈没流出       |           |
|       |              | その他  |           |        |         | 破 損        |           |
|       | 半壊           | 公共建物 |           |        |         | 計          |           |
|       |              | その他  |           |        | 漁港施設    |            |           |
|       | 計            | 公共建物 |           |        | 共同利用施設  |            |           |
| その他   |              |      | その他施設     |        |         |            |           |
| 農業被害  | 農地<br>畑      | 田    |           |        | 漁具 (網)  |            |           |
|       |              | 畑    |           |        | 水産製品    |            |           |
|       | 農作物<br>畑     | 田    |           |        | その他     |            |           |
|       |              | 畑    |           |        | 計       |            |           |
| 農業用施設 |              |      |           |        |         |            |           |
| 林業被害  | 道有林          | 林地   |           | 公立文教被害 | 小学校     |            |           |
|       |              | 治山施設 |           |        | 中学校     |            |           |
|       |              | 林道   |           |        | 高 校     |            |           |
|       |              | 林産物  |           |        | 大 学     |            |           |
|       |              | その他  |           |        | その他文教施設 |            |           |
|       |              | 小 計  |           |        | 計       |            |           |
|       | 一般民有林        | 林地   |           | 社会教育施設 |         |            |           |
|       |              | 治山施設 |           | 公 立    |         |            |           |
|       |              | 林道   |           | 法 人    |         |            |           |
|       |              | 林産物  |           | そ の 他  |         |            |           |
|       |              | その他  |           |        |         |            |           |
| 小 計   |              |      |           |        |         |            |           |
| 計     |              |      |           | 計      |         |            |           |
| 衛生被害  | 水道           |      |           | その他    | 都市施設    |            |           |
|       | 病院           | 公立   |           |        | 空 港     |            |           |
|       |              | 個人   |           |        |         |            |           |
|       | 一般廃棄物処理施設    |      |           |        |         |            |           |
|       | 火 葬 場        |      |           |        |         |            |           |
| 計     |              |      |           |        |         |            |           |
| 商工被害  | 商 業          |      |           |        |         |            |           |
|       | 工 業          |      |           |        |         |            |           |
|       | そ の 他        |      |           |        |         |            |           |
|       | 計            |      |           |        |         |            |           |
|       |              |      | 被害総額      |        |         |            |           |
| 参考    | 異常現象等の状況     |      |           |        |         |            |           |
|       | 交通通信水道等の状況   |      |           |        |         |            |           |
|       | 応急対策出動人員 (延) |      | 市職員 名     | 消防職員 名 | 消防団員 名  | その他 (住等) 名 |           |
| 摘 要   |              |      |           |        |         |            |           |

別表

被害状況判定基準

| 被害区分 |      | 判 断 基 準  |
|------|------|--|
| 人的被害 | 死者   | <p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷した後 48 時間以内に死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 住民が隣接の A 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、A 町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市と警察調査が一致すること。</p>                     |
|      | 行方不明 | <p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>  |
|      | 重傷者  | <p>災害のため負傷し、1 カ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1 カ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>   |
|      | 軽傷者  | <p>災害のため負傷し、1 カ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1 カ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>   |
| 住家被害 | 住家   | <p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合は、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>                                     |
| 住家被害 | 世帯   | <p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>   |
|      | 全壊   | <p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%に達した程度のもの。</p> <p>(1) 損害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p> |

| 被害区分  |      | 判断基準   |
|-------|------|--|
|       | 半壊   | <p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 損害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>  |
|       | 一部破損 | <p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので、</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>   |
|       | 床上浸水 | <p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>   |
|       | 床下浸水 | <p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>   |
| 非住家被害 | 非住家  | <p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、市庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p> |
| 農業被害  | 農地   | <p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流出とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>                        |
|       | 農作物  | <p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>   |
|       | 農業施設 | <p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>  |

| 被害区分 |            | 判断基準   |
|------|------------|--|
| 農業被害 | 共同施設       | 農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。                       |
|      | 営農施設       | 農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、推肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。  |
|      | その他        | 上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。   |
| 土木被害 | 河川         | 河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。              |
|      | 海岸         | 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                       |
|      | 砂防設備       | 砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。            |
|      | 地すべり防止施設   | 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                                  |
|      | 急傾斜地崩壊防止施設 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                    |
|      | 道路         | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                          |
|      | 橋梁         | 道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。<br>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。                |
|      | 港湾         | 港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。   |
|      | 漁港         | 漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。  |
| 土木被害 | 下水道        | 下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。  |
|      | 公園         | 都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地の設けられたもの。 |

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 水産被害    | 漁船  | 動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。<br>(1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。<br>(2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。 |
|         | 漁港施設  | 外かく施設、けい留施設、水域施設で 水産業協同組合の維持管理に属するもの。   |
|         | 共同利用施設  | 水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場、船揚場等をいう。             |
|         | その他施設   | 上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。  |
|         | 漁具（網）   | 定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。   |
|         | 水産製品  | 加工品、その他の製品をいう。  |
| 林業被害    | 林地  | 新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。   |
|         | 治山施設  | 既設の治山施設等をいう。  |
|         | 林道  | 林業経営基盤整備の施設道路をいう。   |
|         | 林産物   | 素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。  |
|         | その他   | 苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。   |
| 衛生被害    | 水道  | 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。  |
|         | 病院  | 病院、診療所、助産所等をいう。   |
|         | 廃棄物処理施設   | ごみ処理施設、し環処理施設及び最終処分場をいう。  |
|         | 火葬場   | 火葬場をいう。   |
| 商工被害    | 商業  | 店舗、商品、原材料等をいう。  |
|         | 工業  | 工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。   |
| 公立文教被害  | 公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）                 |   |
| 社会教育施設  | 図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。   |   |
| 社会福祉施設等 | 老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者（児）福祉施設等をいう。 |   |
| その他     | 都市施設  | 街路等の都市施設をいう。  |
|         | 空港  | 空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。  |
|         |   | 上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。   |

## 第4節 災害広報計画

災害時において、報道機関及び住民に対する災害情報の提供、防災に関する諸対策を、迅速かつ的確に周知徹底させ、人心の安定と、社会秩序の維持を図る計画は、この計画の定めるところによる。

### 1 災害情報等の収集

災害情報等の収集には、前節災害情報等の報告、収集及び伝達計画によるほか、次の要領による。

- (1) テレビ、ラジオ情報の収集
- (2) 情報収集班、広報班派遣による災害現場の取材
- (3) 各避難場所からの情報収集
- (4) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料等の収集

### 2 災害情報等の発表及び広報の方法

災害情報等の発表及び広報の方法については、前節災害情報等の報告、収集及び伝達計画によるほか、次の要領による。

#### (1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は、本部長（市長）の承認を得て、総務対策部広報班長がこれに当たる。

#### (2) 報道機関に対する情報発表等の方法

収集した被害情報、災害情報等は、報道機関に対して、次の事項を発表する。

- (ア) 災害の種別（名称）及び発生日時
- (イ) 災害発生地域（場所）及び被害激甚地域（場所）
- (ウ) 被害調査及び発表の時限
- (エ) 被害状況
- (オ) 応急対策状況
- (カ) 災害対策本部の設置及び廃止
- (キ) その他必要な事項

#### (3) 住民に対する広報の内容

ア 一般住民に対する災害についての広報活動は、石狩消防署と協力の上、特に人心の安定と被害の拡大防止に主眼を置いて災害状況の推移に応じ、次の方法により行う。

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力
- (イ) 広報紙、チラシ類の印刷物の利用

広報「いしかり」の定刊号、又は臨時号あるいは必要によりチラシ等を作成して行う。

- (ウ) サイレン及び警鐘の利用
- (エ) 自主防災組織等の活用
- (オ) 避難場所に設置する防災行政無線の活用
- (カ) 消防車、広報車及び放送設備を有する車両の利用

イ 広報事項は次のとおりとする。

- (ア) 災害情報及び本市の防災体制
- (イ) 避難誘導その他災害に関する注意事項
- (ウ) 被災者に対する救護活動状況
- (エ) 災害応急対策及び復興事業の実施情報
- (オ) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
- (カ) 交通通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
- (キ) 医療救護所の開設状況
- (ク) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (ケ) 衣料、生活必需品等供給状況
- (コ) 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のための必要とする事項

(4) 広聴活動

災害時における広聴活動は、必要に応じ現地に被災者相談所を開設し、市民からの災害に関する要望事項を、直ちに各所属又は関係機関に連絡し、迅速適切な処理がされるよう努める。

(5) その他

災害の状況によって必要がある場合は、災害記録映画及び記録写真等を作成する。

## 第5節 地区情報連絡責任者

- 1 災害、異常現象等が発生した場合において、市その他の防災関係機関が円滑かつ迅速に情報を入手するため地区情報連絡責任者を定めておくものとする。
- 2 地区情報連絡責任者は、消防署長の命を受けた当該地区の石狩消防団分団長をもって充てるものとし、石狩消防団の組織については、次のとおりとする。

### 【石狩消防団組織一覧表】

本 団 平成16年12月31日

| 職 氏 名                 | 人員 |
|-----------------------|----|
| 団 長<br>副 団 長<br>分 団 長 | 18 |

分 団

| 地 区 名                     | 担当組織名              | 地区情報連絡責任者 | 人員 |
|---------------------------|--------------------|-----------|----|
| 石狩放水路以北の真薫別川左岸<br>石狩川左岸一円 | 第1分団<br>第1部<br>第2部 | 第1分団長     | 30 |
| 八幡・八幡町・若生・緑ヶ原             |                    |           |    |
| 花川北4条以北・花畔・新港中央・新港南       | 第3分団               | 第3分団長     | 19 |
| 中生振                       | 第4分団               | 第4分団長     | 18 |
| 花川北3条以南・花川・新港西            | 第5分団               | 第5分団長     | 25 |
| 高岡・五の沢・八の沢                | 第6分団               | 第6分団長     | 18 |
| 北生振5号線以南                  | 第7分団               | 第7分団長     | 10 |
| 北生振5号線以北                  | 第8分団               | 第8分団長     | 17 |

- 3 地区情報連絡責任者は、平素から災害に対して関心を持ち、特に異常時においては、災害の早期発見に心掛け、災害又は異常現象を発見したときは速やかに消防署長に連絡し、消防署長は直ちに市その他の防災関係機関に連絡するものとする。